

東京大学史料編纂所附属史料学協創センター規則

2025（令和7）年 3月27日

（設置）

第1条 東京大学史料編纂所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として史料学協創センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 センターは、非デジタル学術資産の可視化・共有化・高付加価値化とデジタル学術資産の長期利用・長期保存・持続可能な情報基盤構築を通じ、多様な分野を融合させた史料学研究を推進し、協創的総合知を実現する場を組織的に整備することを目的とする。

（センター長）

第3条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、副所長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。

（運営委員会）

第4条 センターに、センターの研究遂行と円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

（事務）

第5条 センターの事務は、研究所事務部において処理する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。